

平成30年9月亀山市議会定例会提出議案
条例制定・改廃の背景及び趣旨
並びに条例新旧対照表

頁

議案第67号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・1

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第255号。平成30年9月12日公布）により建築基準法施行令が改正されたことに伴い、市において行う認定事務が追加されたことから、当該認定事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行います。</p> <p>2 改正内容</p> <p>県が行っていた建築物の敷地に対する接道規制の適用除外に係る許可のうち、国土交通省令で定める基準に適合する幅員4m以上の道に2m以上接する一戸建ての住宅の敷地については、限定特定行政庁である市が接道規制の適用除外に係る認定を行うこととなったことから、当該認定事務に係る手数料を定めます。 <別表第3関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1 建築基準法関係手数料			1 建築基準法関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1及び2（略）	（略）	（略）	1及び2（略）	（略）	（略）
<u>3</u> <u>法第43条第2項第1号の規定に基づく道に接する建築物の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>			
<u>4～11</u> （略）	（略）	（略）	<u>3～10</u> （略）	（略）	（略）
2及び3（略）			2及び3（略）		